

# 【福岡市プレミアム付商品券】

## 利用登録店舗 募集要項

福岡市プレミアム付商品券事務局

2019.8.27

## ◆事業の趣旨

消費税・地方消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券の発行を行う

### I. プレミアム付商品券について

#### 1) 事業概要

- (1) 名 称 「福岡市プレミアム付商品券」
- (2) 発 行 者 福岡市プレミアム付商品券事業実行委員会
- (3) 発 行 額 74億6,700万円（うちプレミアム分14億9,340万円、プレミアム率25%）
- (4) 発 行 内 容 総数149万3,400冊（1冊5,000円、額面500円×10枚）
- (5) 発 売 価 格 1冊額面5,000円の商品券を4,000円で販売
- (6) 利 用 期 間 2019年10月1日（火）～2020年3月31日（火）
- (7) 販 売 方 法 購入対象者への店頭販売
- (8) 販 売 店 舗 約60店舗
- (9) 販 売 期 間 2019年9月27日（金）～2020年2月28日（金）
- (10) 購 入 対 象 者 ①令和元(2019)年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く）  
②平成28(2016)年4月2日から令和元(2019)年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (11) 購 入 限 度 額 ①非課税者 25,000円分（負担額 20,000円）  
②子育て世帯 25,000円分（負担額 20,000円）×対象の子どもの数
- (12) 利 用 登 録 店 舗 地域振興に貢献し、福岡市内における消費喚起が期待できる小売店、飲食店及びサービス業などを公募して決定

#### 2) 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できません。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ

め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（福岡市プレミアム付商品券事業実行委員会）は責を負いません。  
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- 商品券の交換又は売買 はできません。

### 3) 商品券の利用対象にならないもの

- 国、地方公共団体等（税金、施設使用料、公営ギャンブル等）への支払い
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- 福岡市指定ごみ袋、粗大ごみ処理券の購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 出資や債務の支払い（保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- 現金との換金、金融機関への預入れ
- 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産や資産性の高いもの（自動車等）に係る支払
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに係る支払
- その他、各参加店舗が指定するもの

## II. 利用登録店舗の募集概要

### 1) 参加資格

- 届出住所が福岡市内であり、かつ市内に事業所・店舗等を有する者。  
※福岡市外に本店がある場合でも市内の店舗等あれば市内店舗のみ対象となる。
- 上記に該当し、福岡市内の店舗等のみにおいて商品券の利用を制限出来る者。  
但し、次の事業者を除く。
  - ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者

- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④ 福岡市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2) 利用登録店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用登録店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。なお、**偽造防止ホログラム**がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨福岡市プレミアム付商品券事務局にも報告して下さい。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知下さい。
- ③ 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に利用登録店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ④ 使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、利用登録店舗控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。  
 ※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意下さい。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解下さい。  
 また、選定時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、

ご注意ください。

- ⑤ 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
- ⑥ 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑦ プレミアム付商品券事業の運営にご協力ください。

#### 4) 申込から選定まで

##### ① 申込方法

- ・ 利用登録店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、利用登録店舗登録申請書に必要な事項を入力または記入し、下記のいずれかの方法で申請します。

1. インターネットで申請：<https://premium-gift.jp/fukuoka/>
2. インターネット環境に無い事業者は下記までお問い合わせください。

○福岡市プレミアム付商品券事務局 **【商品券購入・利用担当】**  
〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル5階  
平日 08:45～17:45 (土・日・祝休み、年末年始 12月30日～1月3日は、受け付けておりません)  
TEL: 0120-933-842  
mail : [fukuokanext\\_tenpo@jbn.jtb.jp](mailto:fukuokanext_tenpo@jbn.jtb.jp)

3. 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ごとではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行って下さい(原則、福岡市内全ての店舗で利用可とすること)。この場合、すべての利用登録店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称(例：○○○デンキ●●●店)、所在地(郵便番号含む)、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録、申込む必要があります。福岡市プレミアム付商品券ホームページの登録フォームをご利用ください。また、コンビニエンスストア及びドラッグストア等のフランチャイズ形式の店舗に関しては、各店舗ごとに個別対応を実施致します。

##### ② 申込期間

第1期：2019年6月27日(木)から8月16日(金)17時まで

⇒リーフレットに企業情報が掲載されます。専用キット等を利用開始日までにお届けが可能です。

第2期：2019年8月17日(土)から8月30日(金)17時まで

⇒専用キット等を利用日までにお届けができません。10月以降のお届けとなります。

8月17日(土)以降に申込頂いた企業様はHPのみの掲載となります。

第3期：2019年8月31日(土)から1月31日(金)17時まで

⇒専用キット等を利用日までにお届けができません。11月以降のお届けとなります。

### ③ 登録・承認

申込みのあった事業者については、福岡市プレミアム付商品券事業実行委員会の審査を経て、利用登録店舗として承認します。

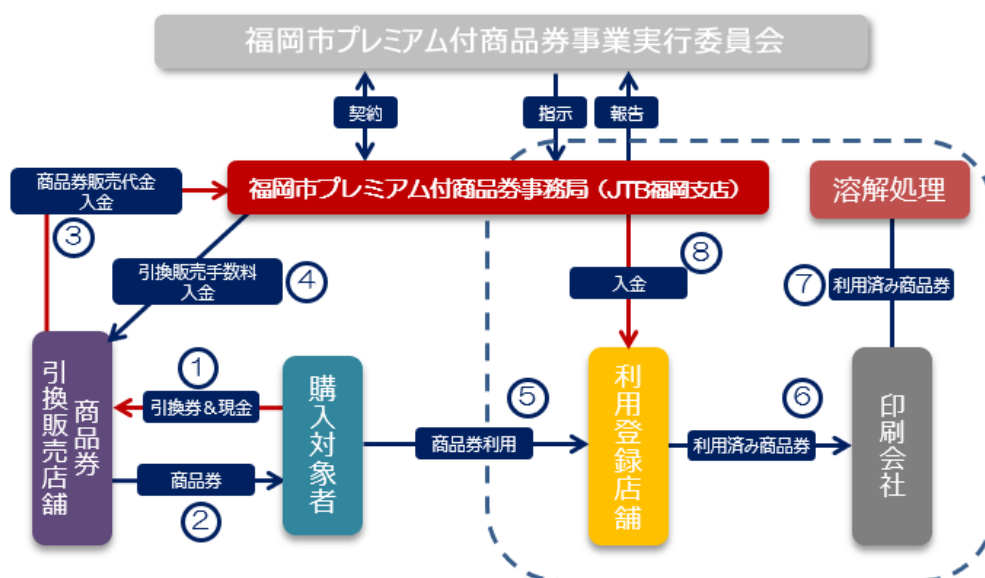
ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、福岡市プレミアム付商品券事業実行委員会の審査により承認を取り消すことがあります。

1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
2. 市が承認を取り消すと判断した場合

### ④ その他留意事項

1. 利用登録店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。  
※リーフレットの掲載は上記、②の申込期間をご参照ください。  
※利用登録店舗向けのキット（マニュアル・ステッカー・精算ツール等）の配布期間についても上記、②の申込期間をご参照ください。  
※商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、利用登録店舗マニュアルを参照してください。
2. 利用登録店舗として決定された後辞退される場合、損害賠償等が発生することがあります。
3. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や利用登録店舗の承認取消、損賠金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
4. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、福岡市プレミアム付商品券事業実行委員会がその都度対応を決定します。
5. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・提出等については事前に承認が必要となります。
6. 福岡市プレミアム付商品券事業実行委員会の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

<参考・プレミアム付商品券の流れ>



### Ⅲ. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った利用登録店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下（１）～（４）によることとします。

- ① 利用登録店舗は、返信用キットの封筒や送付状を使用し商品券を同封の上、郵便私書箱へ郵送して下さい。
- ② 換金請求期間は、2019年10月1日（火）～2020年4月5日（日）までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- ③ 商品券の換金はOCRによる読取結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- ④ 換金請求日に応じて毎月2回、振込設定日に利用登録店舗の指定口座へ支払われます。

郵便私書箱着日	入金予定日
2019年10月1日（火）～10月15日（火）	2019年11月8日（金）頃
2019年10月16日（水）～10月31日（木）	2019年11月26日（火）頃
2019年11月1日（金）～11月15日（金）	2019年12月10日（火）頃
2019年11月16日（土）～11月30日（土）	2019年12月24日（火）頃
2019年12月1日（日）～12月15日（日）	2020年1月10日（金）頃
2019年12月16日（月）～12月31日（火）	2020年1月29日（水）頃
2020年1月1日（水）～1月15日（水）	2020年2月7日（金）頃
2020年1月16日（木）～1月31日（金）	2020年2月27日（木）頃
2020年2月1日（土）～2月15日（土）	2020年3月11日（水）頃
2020年2月16日（日）～2月29日（土）	2020年3月25日（水）頃
2020年3月1日（日）～3月15日（日）	2020年4月9日（木）頃
2020年3月16日（月）～3月31日（火）	2020年4月22日（水）頃
2020年4月1日（水）～4月5日（日）	2020年4月30日（木）頃

※上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。最終スケジュールにつきましては、後日配布いたします「利用登録店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。また、利用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがございます。予めご了承ください。

商品券持込みについて、上記換金請求日【2020年4月5日（日）】を過ぎますと、一切換金できませんのでご注意ください。

⑤ 換金方法

※詳細は後日配布いたします「利用登録店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。

## 換金手順

① 換金したい使用済み商品券の裏面に店舗印の押印があるかを確認してください。



この位置に店舗印が押されているかを必ず確認してください。店舗印がない場合、換金できない可能性があります。

② 換金用伝票を切り離して、必要事項を記入してください。

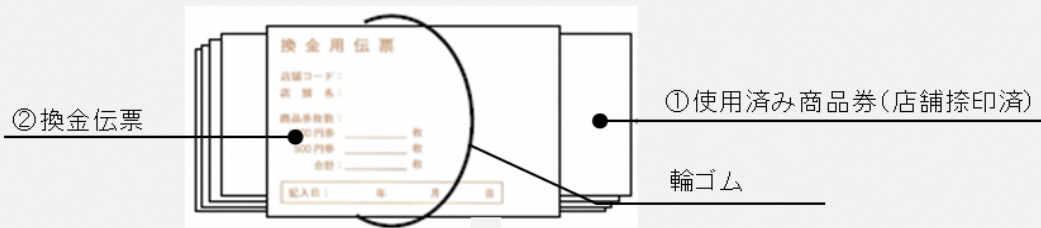
換金用伝票  
自治体名: 東京都  
店舗コード: 044600020404  
店舗名:   
商品券枚数:  
1000円券 \_\_\_\_\_ 枚  
500円券 \_\_\_\_\_ 枚  
合計: \_\_\_\_\_ 枚  
記入日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

貴店のコードNo、店舗名が予め印字(または手書き)されています。

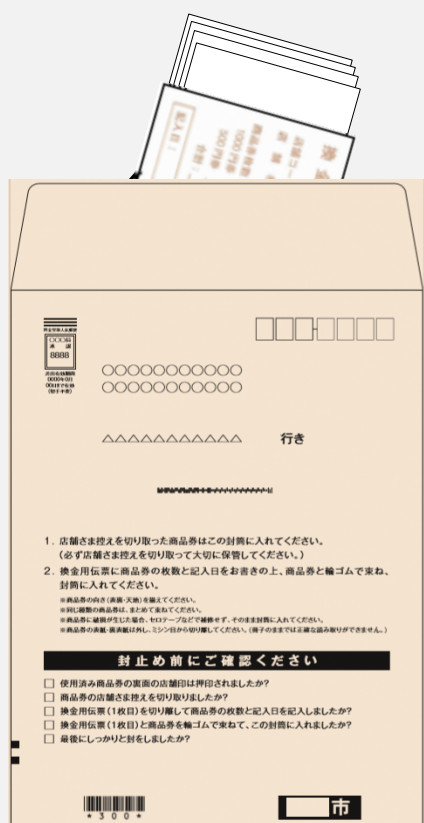
店舗さまにて、換金される商品券の枚数を正確に記入してください。

記入日をご記入ください。

③ ①で店舗印を確認した使用済み商品券を②の換金伝票を表紙にして輪ゴムで束ねてください。







1. 店舗さま控えを切り取った商品券はこの封筒に入れてください。  
(必ず店舗さま控えを切り取って大切に保管してください。)
2. 換金用伝票に商品券の枚数と記入日をお書きの上、商品券と輪ゴムで束ね、封筒に入れてください。

- ※商品券の向き(表裏・天地)を揃えてください。
- ※同じ種類の商品券は、まとめて束ねてください。
- ※商品券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せず、そのまま封筒に入れてください。
- ※商品券の表紙・裏表紙は外し、ミシン目から切り離してください。(筒子のままでは正確な読み取りができません。)

### 封止め前にご確認ください

- 使用済み商品券の裏面の店舗印は押印されましたか？
- 商品券の店舗さま控えを切り取りましたか？
- 換金用伝票(1枚目)を切り離して商品券の枚数と記入日を記入しましたか？
- 換金用伝票(1枚目)と商品券を輪ゴムで束ねて、この封筒に入れましたか？
- 最後にしっかりと封をしましたか？

**※詳細は「利用登録店舗マニュアル」をご参照下さい。**

◇問合せ先

○福岡市プレミアム付商品券コールセンター【商品券購入・利用担当】

〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル5階

平日 08:45~17:45 (土・日・祝休み、年末年始 12月30日~1月3日は、受け付けておりません)

TEL: 0120-933-842

mail: [fukuokanext\\_tenpo@jbn.jtb.jp](mailto:fukuokanext_tenpo@jbn.jtb.jp)

## 誓約事項

1. 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払を受け付けません。
3. 商品券の再販・再流通を致しません。
4. 商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 商品券の利用期間中(令和元年10月1日～令和2年3月31日)は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事由がない限り途中辞退を致しません。
7. 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し遵守します。
8. 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 商品券の取扱に関して協議会からの改善要請等があった場合には、それに従います。
10. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP、チラシ等に掲載)について同意します。
11. 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。